

出生届 記入要領

在ポーランド日本国大使館

以下の要領で記載してください。記入方法が不明の場合は当館までお問い合わせください。

子の名前	● 子どもの名に使用できる文字は、人名漢字、ひらがな、カタカナのいずれかに限られます。 ● 氏名の振り仮名は一般的に認められる読み方でなければなりません。【参考】法務省ホームページ ● 「・」、「、」、「。」、「ー（ハイフン）」などの記号は使用できません。 ● 詳しくは「子の名に使える漢字」（法務省 HP）をご確認ください。 ● 日本ではミドルネームがありません。戸籍にミドルネームも記載したい場合は、「名」の欄に、ファーストネームとミドルネームを続けて記載し、これが日本の戸籍上の「名」となります。希望する場合は出生証明書訳文の下部にその旨を記載 願います。 （記載例）（例）ファーストネーム：花子、ミドルネーム：ミシェル の場合は「花子ミシェル」が戸籍上の「名」となる。 ● 出生証明書にはミドルネームが記載されているが、日本の名にはミドルネームを記載しない場合、「出生証明書には花子ミシェルと記載されているが、戸籍には花子と届ける」と記載してください。
父母との続き柄	● 「嫡出子」とは婚姻関係にある父母から生まれた子どものことをいいます。一方、「嫡出でない子」は生まれた子どもの父母の間に婚姻関係がない子のことをいいます。 ● 長男、二男、二女、三女等と記入してください。
生まれたとき	● 生年月日は元号（令和〇年）で記載してください。 ● 生まれた時刻は、12時間制で記入してください。夜の12時は午前0時、昼の12時は午後0時となります。 ● 病院発行の入院治療情報書類を添付の上、「その他」欄に「〇〇病院発行の入院治療情報書類を添付、出生時刻は午前／午後〇時〇分である」と記載してください。
生まれたところ	● 子どもが生まれた病院の住所を日本語（漢字・カタカナ）で 以下の順番で記載してください。「国」、「県」、「市または市区町村」、「通り」、最後に「番地」となります。 ● 病院名の記載は不要です。 ● ポーランドの県名の表記については、下記に記載がございますので、ご参考ください。
住所	● 現在の住所を上記の「生まれたところ」と同じ順番で記載してください。

	● 「世帯主との続き柄」は「子」と記載してください。
父母の氏名、生年月日	● 戸籍上の父母の氏名を日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）で記載してください。 ● 外国名の場合は、ラストネーム→ファーストネーム→ミドルネームの順で記載してください。ラストネームとファーストネームの間に「、（カンマ）」を入れてください。 ● 日本人の生年月日は元号（昭和／平成〇年）で、外国人は西暦（１９××年）で記載してください。
本籍地	● 戸籍上の本籍地を記載してください。 ● 「ー（ハイフン）」は使用せず、「〇丁目××番地」のように戸籍通りに記載してください。 ● 嫡出でない子の場合で、すでに母が筆頭者の場合、母の本籍・筆頭者の氏名を記入してください。母が筆頭者ではない場合、母の新戸籍を編製し、子どもを入籍させます。本籍地欄は母の現在の本籍・筆頭者の氏名を記入の上、「その他」欄に希望する新しい本籍地を記入してください。
父母の職業	● この欄は国勢調査が行われる年度に出生届を提出する場合のみ記入してください。
国籍留保欄	● 父・母のどちらかが外国籍の場合のみ、父または母が署名してください。父・母ともに日本人の場合、記入は不要です。

【その他注意事項】

- 1 誤記した場合は、誤記部分を二重線で消して、欄内の余白に正しい内容を記入してください。
修正液・テープは使わないでください。万一、訂正が発生したときのため「捨署名」をあらかじめ、届書余白に記載してください。
- 2 戸籍謄本は不要ですが、届出前に正確な本籍地を確認の上、記載してください。
- 3 「届出人」及び「日本国籍を留保する」欄は、父または母が直筆で署名してください。
- 4 印鑑及び拇印の押印は不要です。
- 5 ポーランドの県名の表記について

【参考】ポーランドの県（1999年の改正以降、16の県があります）

ドルノシロンスケ（ドルヌィ・シロンスク）県、クヤヴィ・ポモージェ県、ルブリン県、ルブシュ県、ウッチ県、マウォポ
ルスカ県、マゾフシェ県、オポーレ県、ポトカルパチェ県、ポドラシェ県、ポモージェ県、シロンフク県、シフィエンティ
クシシュ県、ヴァルミア・マズールィ県、ヴィエルコポルスカ県、ザホドニェ・ポモージェ県